

公表用

倉敷市公共土木工事建設資材等単価決定要領の運用

1 倉敷市公共土木工事建設資材等単価決定要領（以下「要領」という。）第2②「物価資料」による場合は、「建設物価」「Web建設物価」「土木コスト情報」（（一財）建設物価調査会発行）及び「積算資料」「積算資料別冊」「土木施工単価」（（一財）経済調査会発行）の平均値を採用することとする。ただし、一方のみ掲載の場合は、その価格を採用する。

2 要領第2②「物価資料」の掲載価格の地域が異なる場合は、原則として「岡山」→「広島」→「大阪」または、「岡山」→「中国」→「全国（本州）」の優先順位とし、より小さい地域で岡山が含まれる地域の掲載価格を優先する。

（例1）建設物価 岡山 580円

積算資料 広島 530円

530円が安価であるが、地域が「岡山」である580円を採用する。

（例2）建設物価 中国 580円

積算資料 広島 530円

岡山が含まれる「中国」の580円を採用する。

3 要領第2②「物価資料」の掲載価格の単位換算が必要な場合は、2つの物価資料の掲載価格を単位換算（小数第3位を切り捨て）した後、平均値（小数2位を切り捨て）を算出する。単価決定する際には平均値を要領第2により端数処理を行うこととする。

（例）物価資料の単位「本」を、単価の単位「m」に単位換算する場合

（1本=5.5m）

建設物価 10,600円／本

積算資料 11,100円／本

1m当たり価格に単位換算

建設物価 $10,600 \div 5.5 = 1927.272 \rightarrow 1927.27$ 円

積算資料 $11,100 \div 5.5 = 2018.181 \rightarrow 2018.18$ 円

平均値を算出

$(1927.27 + 2018.18) \div 2 = 1972.725$

$\rightarrow 1972.7$ 円

単価決定

1,000円以上10,000円未満は10円未満切り捨て

1,970円／m

4 要領第2②「物価資料」の掲載価格に係数等を掛ける場合は、2つの物価資料の掲載価格に係数等を掛けた価格（小数点第3位を切り捨て）を用い、平均値（小数2位を切り捨て）を算出する。単価決定する際には平均値を要領第2により端数処理を行うこととする。

（例）機械賃料の長期割引（3.5%）価格を算出する場合

建設物価 950円／日

積算資料 980円／日

長期割引を掛けた価格

建設物価 $950 \text{ 円} \times (1 - 0.35) = 617.500 \rightarrow 617.50 \text{ 円}$

積算資料 $980 \text{ 円} \times (1 - 0.35) = 637.000 \rightarrow 637.00 \text{ 円}$

平均値を算出

$(617.50 + 637.00) \div 2 = 627.25 \rightarrow 627.2 \text{ 円}$

単価決定

1,000円未満は1円未満切り捨て

627円／日

ただし、市場単価、土木工事標準単価の単価決定は「物価資料」の掲載価格を平均し、要領第2により端数処理を行い、加算率・補正係数は決定した単価に掛けるものとする。

5 要領第2②「物価資料」で大口価格、小口価格の掲載がある場合は、原則として大口価格を採用する。ただし、以下の場合は超大口価格となるため、別途見積りや実勢価格調査等を行う。超大口価格とは、物価資料記載の取引数量以上の場合をいう。（1現場の総数である）

例	セメント	1,000t 以上
	鉄筋	200t 以上

6 要領第2③「見積り」にはメーカー等から提出されたカタログ価格表を含むこととする。

7 要領第2③における「特別調査」とは、倉敷市が調査機関に委託し、実勢価格を調査することである。

8 要領第4の3における「異常値」については、微取した全ての見積価格の平均値に対し、±30%を目安とし、それを超えるものとする。

9 要領第4の4における「類似品査定率」は次式により見積業者ごとに算定する。

【類似品査定率=類似品の掲載価格／類似品の見積価格】

なお、類似品査定率の有効数字は、少数以下3位止め（4位切り捨て）とする。

また、見積業者が2社以上の場合における「類似品査定率により算出した価格」の端数処理は1円単位（1円未満切り捨て）とし、これらから算出した平均値の端数処理は要領第2による。「異常値」については、類似品査定率により算出した価格により判断する。

10 機械設備・電気設備等で、必要とする条件を満足しメーカーにより機器の仕様が異なり、同一メーカーの機器の組み合わせでないと作動しないものは、同一メーカーの機器を組み合わせた合計値で比較する。

1.1 岡山県エコ製品に認定された製品については、品質や価格等を考慮の上、優先して使用するように努める。従来品（新材、再生品）に比べ品質・安全性・価格等が同程度ならば優先的に使用することを原則とする。「価格が同程度」とは従来品（新材）に比べ10%以内の割高までをいう。

岡山県エコ製品を使用する場合は、当初設計時に岡山県エコ製品の単価を使用し、使用しなかった場合は、従来品に設計変更することとする。

なお、現段階で汎用性のない循環資源を原料とする資材又は同項目に複数の岡山県エコ製品がない場合等は、当初設計時は従来品で設計し、岡山県エコ製品の使用は品質や価格等を考慮の上、使用承諾により設計変更することとする。

附則 この運用は、令和4年4月1日以降に公告する入札案件から適用する。

附則 この運用は、令和5年5月1日以降の単価を採用する設計書から適用する。